

令和7年6月6日

お客様各位

一般財団法人さいたま住宅検査センター

電話対応時間の変更について

日頃、当センターをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

令和7年4月1日に改正建築基準法等が施行されました。

この改正により建築確認・検査が厳格化されるとともに、原則すべての新築住宅等に省エネ基準への適合が義務化されるなど、各種の審査業務が高度化・広汎化いたしました。

また、法改正に伴い必要となる図面等の確認などの相談や問い合わせが急増しております。

これらのことは、各種審査に要する期間等に一定の影響を及ぼしている現状でございます。申請者の皆様方には、大変ご迷惑をお掛けしております。

審査に要する期間を短縮化するためには、迅速かつ効率的な審査業務の実施を大前提としながらも、審査に専念できる審査時間を確保することが重要です。

このため、下記により電話対応時間を変更させていただきます。ご不便とご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解とご協力の程お願いいたします。

記

1 電話対応時間	変更前	9 : 00	から	17 : 00
	変更後	9 : 30	から	16 : 00

2 変更日	令和7年6月23日（月）から
-------	----------------